

維持管理計画書

最終処分場の維持管理は関係法令に基づく他、この維持管理計画書により次のように行う。

1. 搬入物管理

- 1) 搬入車輛 一般貨物自動車、ダンプトラック、その他総重量 20t 以下の自動車
- 2) 搬入日時 平日の午前 8 時 30 分～午後 4 時まで
- 3) 性状 搬入物の事前申告による把握と搬入時の目視検査を行い不適物混入を防止する。

以上 1)～3) については事前に申告(予約)を受けることとする。

- 4) 搬入量 ロードセル 4 点支持方式の 20t 用トラックスケールにて計量、記録する。
- 5) 不法投棄防止 処分場周囲に張りめぐらした、高さ 1.8m のネットフェンスに破損が生じた時は速やかに修復する。入り口の門扉は営業時間外は施錠する。また、場内入口に下記様式の立札を設置し、不法投棄と不審者の立入りを防止する。

立札様式

25	一般廃棄物の最終処分場				100
25	一般廃棄物の種類	不燃ゴミ及び可燃ゴミ焼却残渣(産業廃棄物を除く)			
25	埋立処分の期間	平成 13 年 4 月 — 令和 8 年 3 月			
25	管 理 者 名	福 知 山 市 長	連 絡 先	生 活 環 境 課	
	50	50	25	75	
	200				

※立札表示内容に変更が生じた時、表示が不鮮期となった時は速やかに書変える。

2. 理立管理

1) 埋立機械

1 日当たりの理立量が 1t 程度と予想されることからクローラドーザ 8t 級を予定し、敷均し、締固め、覆土等の作業をその目的に従って適正に行う。

2) 埋立順序

本計画埋立地は山間を利用した山地理立であるため、下記の枠内記載理由から理立順序は、基本的に下流の貯留構造物から上流に向かって埋立てるものとする。

- ・浸出水の集水は自然流下であるため、処理施設への排水に有利となる。
- ・早期に埋立てた廃棄物の生物浄化作用が進行し易い。
- ・未理立区域の雨水の排除が容易である。
- ・降雨等に伴うゴミ層の崩壊による影響が少ない。

埋立作業は、高さ 3.0m程度で一旦中間覆土を行い、その後下流側貯留構造物の天端高まで埋立てた後、埋立物により盛立法面(勾配 1:1.5 以上 高さ 1.5m)を築き、盛立て(埋立)を段階的に完了させる。

3) 埋立方式

埋立方式はセル方式(1 日分の埋立物を即日覆土により覆い包む方式)とし、埋立物の飛散、悪臭の発散、衛生害虫の発生等を防止する。

また、埋立分を貯留構造物等の頂面よりも高く盛立てる場合には、埋立物と貯留構造物との間に深さ 50 cm 底幅 50 cm 以上の溝を設けて、雨水や埋立物が場外に流出しないようにする。

廃棄物による埋立斜面(法面)は出来るだけ緩勾配として降雨等による流出を防止する。

4) 覆土方法

覆土は次の 3 種類を埋立の進行に合わせ段階的に施行し、埋立てた廃棄物又はこれを媒体として発生する諸害を防止し、埋立処分場の安定を確保する。

- ① 即日覆土: 1 日の廃棄物搬入の終了時に厚さ 5 cm 程度の覆土を行う。
- ② 中間覆土: 廃棄物の埋立が 3m 程度進んだ後に、転圧荷重による既埋立物の減容と保有浸出水の早期排除を目的として厚さ 30 cm 程度の中間覆土を行う。
- ③ 最終覆土: 全埋立の終了時に浸出水の削減(雨水浸透の削減)埋立物の密閉等を目的として厚さ 1.0m 程度の最終覆土を行う。
最終覆土後の跡地は林地に復元する。

5) 埋立状況進行管理

埋立作業管理は、次の項目について行う。

① 埋立量の確保と埋立地の安定化のための管理

埋立作業器機により搬入物の転圧、覆土その他の適切な方法により、埋立物の飛散、悪臭の発散、害虫発生等を防止するほか、保有浸出水の早期排除等に努める。

② 出来高管理

埋立てた廃棄物の容量を毎年 1 回程度の割合で実測し、計画の総埋立容量との関係を整理する。

また、搬入された廃棄物の重量から搬入容量を推算し、実測容量との関係を整理する。

③ 埋立地内施設維持管理

次によりその都度巡回し、目視監視により異常を早期発見し、異常が発見された場合は、異常の原因を調べ、その結果に応じ必要な措置を講じて正常な施設機能の維持を図る。

ア) 雨水排水施設

予防監視・・・梅雨期前、台風期前、落葉期

事後監視・・・降雨出水直後、台風来襲直後、地震発生直後
以上により埋立地外の雨水が埋立地に入らないようにする。

イ) 調整池

ア) と同様とする。

ウ) 貯留施設(盛土堰堤)

ア) の事後監視に準ずる。

エ) 道路、擁壁

ア) の事後監視に準ずる。

オ) フェンス、立看板

ア) の事後監視に準ずる。

④ 衛生・清掃・安全管理

埋立地を季節、天候等を考慮して週1回以上の頻度で巡回し、目視監視により廃棄物の飛散、悪臭の発散、鳥獣被害、虫害等の発見と防止を図る。また、必要に応じ薬剤散布その他必要な措置を講ずる。

⑤ 埋立作業情報管理

埋立てにかかる各種の記録を整理、集計、保管する。

3. 遮水シート管理

1) 露出部シート保護:保護土、保護砂、古畳、古布団などの廃棄物利用により、シート露出部の保護を行う。この保護は、埋立物が直接遮水シートに触れないように、日常の埋立投棄に先立って行う。

2) 破損状況監視チェック

施行完了時:電氣的シート損傷位置検出装置、目視検査等によりピンホール等損傷のチェックを行う。

埋立期間中:年1回程度、電氣的シート損傷位置検出装置によりピンホール等のチェックを行う。

3) 漏出浸出水監視チェック

埋立前及び埋立期間中次の流出水を排水ピットで随時目視監視し、必要の都度計測記録する。

① 中間層内浸出水集排水管からの流出水の水量及び水質

② 地下水集排水管からの流出水の水量及び水質

4) 遮水効果の維持

2) 及び 3) の監視チェックにより異常が発見され、遮水シートの効果が低下しているおそれがあると認められた時には、その効果の回復について必要な措置をとるものとする。

4. 浸出水処理施設管理

管理する処理施設は、別紙『処理設備一覧表』に示す。

1) 施設管理

管理にあたっては自動運転管理による管理制御が正常に行えるように、別途細部についての『設備維持管理容量』を定め、処理設備一覧表記載設備の完成図書との整合を図って、これらを適切に管理するものとする。

2) 処理状況管理

後記『 5. 6. 』に示すとおり計測管理を行う。

5. 浸出水、放流水等モニタリング

- 1) 浸出水 流量: 浸出水処理施設に併設した流量計(三角堰)にて計測記録する。
水質: 浸出水集排水管路末端の集水ピットにて採水し、別紙『水質測定項目及び測定頻度一覧表』に示すとおりそれぞれ計測の専門機関(又は、業者)に委託して行う。
- 2) 放流水 流量: 浸出水処理施設に併設した電磁流量計により連続計測記録する。
水質: 浸出水処理施設内の放流ピットより採水し、別紙『水質測定項目及び測定頻度一覧表』に示すとおりそれぞれ計測の専門機関(又は、業者)に委託して測定する。
- 3) 中間層内漏出水: 漏出状況を末端集水ピットにて随時目視監視するほか必要に応じて流量、水質を上記 1)、2) に準じて検査する。

6. 地下水モニタリング

水質: 地下水集水管路末端の集水ピット及び埋立処分場の上・下流部に設けた 2ヶ所の観測井戸で採水し、別紙『水質測定項目及び測定頻度一覧表』に示すとおり、それぞれ計測測定する。

7. 水質悪化が認められる場合の措置

地下水等検査項目にかかる水質検査の結果並びに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理を定める命令にかかるダイオキシン濃度の測定結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

8. その他

維持管理にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、廃棄物処理施設の維持管理基準を遵守するものとする。

[維持管理計画書 付属資料]

処理設備一覧表

浸出水処理設備フローシート

水質測定項目と測定頻度一覧表

処理水放流経路図

処理設備維持管理要領(案)

その他・・・(計画、設計、施工に関する図書;完成図書等 1式)